

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第110号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月12日 19時00分ごろ
発生場所	香川県さぬき市馬ヶ鼻 <sup>うまがはな</sup> 北東方沖 馬ヶ鼻灯台から真方位047° 2.0海里付近 (概位 北緯34° 22.4′ 東経134° 16.8′)
事故等調査の経過	平成25年6月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>すみよし</sup> 住吉丸、4.9トン KA3-26988（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 <sup>わよう</sup> 和洋丸、4.6トン KA3-23975（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷、右舷船首部のたつが脱落、マスト及び <sup>やぐら</sup> 櫓に曲損 B 船首部のたつ及びかんぬきが脱落、マスト及びオーニング柱に曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、馬ヶ鼻北東方沖を約7～8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵によって東南東進中、船長Aが、周囲に危険な船舶はいないものと思い、魚の選別作業を行いながら、航行していたところ、平成25年6月12日19時00分ごろA船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、馬ヶ鼻北東方沖を約1.7knの速力で自動操舵によってえい網しながら北西進中、船長Bが、船首方に東方へ向かうA船を認めたものの、A船がB船を避航するものと思い、航行を続けていたところ、A船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：19時16分
その他の事項	船長Bは、A船を認めた際、B船が低速力で航行しているので、操業中であることが分かると思い、A船がB船を避航するものと思った。 B船は、汽笛が故障していた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、馬ヶ鼻北東方沖を東南東進中、船長Aが、周囲に危険な船舶はいないものと思って魚の選別作業を行い、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、馬ヶ鼻北東方沖をえい網しながら北西進中、船長Bが、A船を船首方に認めた際、A船がB船を避航するものと思い、針路及び速力を保持してえい網作業を行っていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、馬ヶ鼻北東方沖において、A船が東南東進中、B船がえい網しながら北西進中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが針路及び速力を保持してえい網作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・操業中であっても、周囲の見張りを行い、接近する船舶を認めた場合には、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行い、衝突の虞のある場合は避航措置を講じること。</li> <li>・故障した機器類は、早めに修理又は交換すること。</li> </ul>